

平成 29 年度 3 月期 博士論文 要旨

書写材料としての秦簡簡牘の研究

関西大学大学院 文学研究科 総合人文学専攻

10D2016 伊藤 瞳

第一編第一章では、簡牘の製作方法とその配給について検討した。製作方法は、実際に聞き取り調査を行い、漢代当時の技術・工程を整理したうえで、想定できる工程を、竹簡・木簡・墨にわけて考察した。実際の工程と典籍史料に書かれる簡牘製作の工程にはほぼ相違がないことがわかった。なお、その難易度については、竹簡の製作は簡便であるが、木簡の製作には専門的な技術を要し、またその難易度には樹種が関連することがわかった。また、その製作においては使用できるようになるまでに比較的長い時間を要することから、簡牘製作を専門に請け負う者がいた可能性が指摘できた。

またその配給制度では、製作には専門的な技術とある程度の時間を要することから、こまめに製作するのではなく、大量生産を行っていたことが想定でき、その場合個人で簡牘製作を請け負うのではなく、組織的に製作を行っていた可能性が考えられる。実際、居延漢簡・敦煌漢簡では書写材料が輸送されている例が確認できた。

第一編第二章では、長さからみた簡牘の規格について考察した。典籍史料のいう簡牘の規格について確認した上で実際の出土簡牘の長さを突合せたところ、典籍史料のいう規格とは前漢後半期にその萌芽がみられ、その後文献に残っているような形態へとその規格のシステムを整えていった、と考えられる。

第一編第三章では、西北辺境出土木簡の、簡牘使用における材料選別の意識について検討した。まず、全体的な木目の使用状況は、出土地である官署の性格の違いが反映されていることがわかった。すなわち、軍政組織内で末端に近づければ近づくほど、木簡の木目に対する選別意識は希薄となる。候官や部・隧などでやりとりされる文書は部内文書として木目は意識されていないが、基本的に板目・芯もち材の使用が多くなることがわかった。逆に組織内で上位機関である都尉府などは下位機関である候官などと比べると、比較的木目に対する意識が強くなるようである。すなわち、その木簡の使用者・書写者が重要である、外部文書として体裁を整えたい、といった意識をはたらかせた場合、柾目を選択する傾向にあることがわかった。この柾目使用の傾向は絶対ではないものの、文書の性格を考える上での、ひとつの指標とはなる、ということではできるだろう。

第二編第一章では、符・券の機能と形態について考察した。符の形態の特徴は 3 点挙げられる。1 点目が、符の長さは 6 寸が基本ではあるが、用途によって様々な長さで作られ固定されてはいなかった。2 点目に、わりふの符には刻歯がその端に入り、単体ならば封泥匣が付くものもみられることがわかった。3 点目に、符の書式は用途によって選択され、全体

で一貫したものはないことがわかった。機能の面では、符はいずれも証明書の役割を担い、また許可証でもあったといえる。さらにいえば、券はわりふの符としても用いられていたことがわかった。符の形態や機能には使用される場の多様性に応じて、様々なかたちが選択されているが、そのいずれの場合も符を所持することで真実性を相手に占めし表明することを役割として求めていたことがわかった。

第二編第二章では、伝の控えから、伝のもつ機能について考察した。伝の控えには必ず伝の本文が謄写されること、またそれに加えて附記が書かれる場合があり、その種類は封泥の印文・伝所持者の通過記録・伝食の供給記録の3項目があることが明らかとなった。文書作成の最末端から上位機関へと簿籍を上計する場合には情報は集約されるが、伝の控えは簿籍として情報を集約する以前の姿であることがわかった。すなわち、伝の控えとは現場の書記によってとられた一次的情報であったのだ。その文書の作成においては現場主義が認められていた一方で、一字一句間違えずに書くという初歩的な厳格さも求められており、極めて原初的なスタイルが保たれていたのが漢代の文書行政であったと考えられる。

第二編第三章では、肩水金関出土の致籍を用い、その書式と関所における通行検査業務について考察した。致籍の書式は、先行研究の指摘する通り、大別して通関者自身の情報・所持品の情報・出入記録の3つに分けられる。ただし、通関者自身の情報を除き全ての項目が記されるわけではなく、記される情報には多くの組み合わせがみられることがわかった。また、致籍に名前が載っている者全員が揃っていないとも通関が許可され、その通関は少なくとも肩水金関においてはフレキシブルに行われていたことがわかった。その通関業務に関わる文書処理は、往路は通関者から提出された致籍の原本を基に通関チェックを行い、その情報は直接書き込み、それとは別に抄録も作成する。その抄録には基本的に一名分の情報が記され、数簡まとめてその出入が記録されることもあった。またこの通関チェックには複数の吏が携わったことも指摘できた。金関の通関記録は、原本及び抄録としてまとめられ、両者ともに肩水都尉府に提出された。このことから、金関の統属先は肩水金関であったことが指摘できる。また、致籍の原本に全ての情報を記さない以上、抄録は単なるまとめた記録ではなく検査業務の中で重要な役割を果たしていたことは確かであろう。また、金関から都尉府へと通関記録を報告する際、原本と抄録両者を提出することもまた、原本が抄録を作る際の資料としてだけではなく通行の記録として提出すべき意味を有していたことを示しているといえるだろう。

以上、第一編ではモノとしての簡牘の姿を、第二編では文書としての簡牘の姿をみてきた。簡牘の製作方法と難易度については、竹簡は簡便にまた大量にできるものの、木簡は専門的な知識と技術を必要とし、その製作には専門の場がおかれそこで大量生産されていた可能性が指摘できた。内郡はわからないが、西北辺境の官衙群においては特に柾目木簡の材料となる針葉樹の入手が難しいことから、各官衙でそれぞれ木簡を使用する分だけ作成していた可能性は低いだろう。また、木簡の配給制度があったこともうかがえることから、部外文書では柾目が多く、候官や部・隧といった下位機関での部内文書では板目・

芯もち材の使用が多いことは関連があるかもしれない。ただし、根拠はないため可能性のひとつとしてとどめておく。また、伝においてはその控えを上位機関に提出する際、情報が集約され、また集約される以前の姿である一次記録は一字一句間違えずに書くという初歩的厳密さが求められた。一方、致籍においては原本・抄録を集約して提出することはせず、そのまま提出していたことが指摘された。この対応の厳密さにかかなりの違いが見られ、これは提出文書である伝と致籍に対する重要度が異なっていた可能性が指摘できる。

すなわち、簡牘とは大庭脩氏が「広義で言えば、木簡は現代でも未だに使用されている」と述べているように、文書のみならず、タグや証明機能など様々な機能を内包し、それは紙という素材では到底カバーすることはできない多様性を持ち、官署内だけでなく様々な場面で用いられていた。簡牘とは次なる書写材料の主流となる紙の前段階、という単純なものではなく、漢代の人々によって竹や木の持つ要素を余すところなく活用され、その生活のなかで重要な役割を担っていたことがわかった。